

本人確認について

なりすましによる届出や証明書の不正な請求を未然に防止し、個人情報を保護するため、役場窓口での住所変更の手続きや住民票の写し、戸籍謄(抄)本等の証明書請求の際に本人確認を行っております。各種手続き等の際には、運転免許証や個人番号(マイナンバー)カード等、以下に記載する「本人確認ができるもの(本人確認書類)」をお持ちください。

<本人確認ができるもの(本人確認書類)>

Aがある方はAを1点、Aがない方はBとCを各1点ずつ、Cがない方はBを2点お持ちください。

A

運転免許証・パスポート・個人番号(マイナンバー)カード・顔写真付住民基本台帳カード(住基カード)・船員手帳・海技免状・小型船舶操縦免許証・猟銃、空気銃所持許可証・戦傷病者手帳・宅地建物取引主任者証・電気工事士免状・無線従事者免許証・認定電気工事従事者認定証・特殊電気工事資格者認定証・耐空検査員の証・航空従事者技能証明書・運航管理者技能検定合格証明書・動力車操縦者運転免許証・教習資格認定証・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書・身体障害者手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・運転経歴証明書・官公署が職員に対して発行した顔写真付の職員証等

B

健康保険証・介護保険被保険者証・共済組合員証・年金手帳・年金証書・住民基本台帳カード(写真付きでないもの)

C

顔写真付の学生証・法人が発行した顔写真付の社員証・官公署が発行した顔写真付の資格証明書

<注意事項>

・氏名、住所変更による書き換えをしていない本人確認書類を提示した場合、本人確認ができないことがあります。また、有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

・本人確認書類は、必ず原本をお持ちください。